

(2022年11月21日現在)

## お詫びと訂正

### 「Q&A 令和3年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響」

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。なお、NO. 16 までは、第6刷で、訂正しております。

No.	本文頁と該当部分	誤	訂正後
1	41 頁、図表の文言	「登記だけでは所有者及びその所在が不明」	「多くは追跡調査で所有者及びその所在が判明」
2	222 頁、下から 2 行目	「部会第 13 回会議」	「部会第 23 回会議」
3	239 頁 (3) 小見出し	「遡及的適用」	「遡及適用」
4	250 頁 (3) 小見出し	「遡及的適用」	「遡及適用」
5	283 頁、下から 6 行目	「(相続登記の際に必要な被相続人の出生時の戸籍は電子化されていないことが少なくありません。)」	削除
6	247 頁、図表中付記 1 号の付記 1 号の受付年月日	「令和 2 年 4 月 5 日」	「令和 3 年 4 月 5 日」
7	247 頁、図表中付記 1 号の付記 1 号の権利者その他の事項の付記の年月日	「令和 2 年 4 月 5 日」	「令和 3 年 4 月 5 日」

8	238 頁、 下から 1 行目	「改正後不登法 76 条の 2 第 2 項、」	「改正後不登法 76 条の 2 第 2 項、 同法 76 条の 3 第 4 項、」
9	154 頁、 上から 12 行目	「所有者不明土地 等」	「管理不全土地等」
10	183 頁、 上から 5 行目	「改正後民法 8 9 8 条の 2」	「改正後民法 8 9 7 条の 2」
11	358 頁、 上から 11 行目	「ないことら」	「ないことから」
12	96 頁、注 釈 57 下か ら 2 行目	「被告の調査制度 訴状の再送達」	「被告の調査や訴状の再送達」
13	81 頁、上 から 6 行 目	「部会資料 3・3 頁」	「部会資料 3・8 頁」
14	194 頁、 下から 3 行目	「追求」	「追及」
15	372 頁、 下から 9 行目	「責任追求」	「責任追及」
16	174 頁、 注釈 16)	「これらの場合、」	「これらの規律はライフラインの「設置」に関 するもので、既設のライフラインの「使用」につ いては、本文に述べた規律は適用されません。な ぜなら、」